

第2回島根県教育課程審議会 議事録

平成22年12月16日(木)

13:30~16:30

島根県教育センター

教育監挨拶

第2回島根県教育課程審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、御多忙の中をお出かけいただきまして誠にありがとうございます。平素は、本県の学校教育につきまして格別の御支援、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、前回の第1回の審議会におきましては、この度の学習指導要領の改訂に伴ない、本県の入学者選抜の在り方を検証するという事で、島根県立高等学校入学者選抜についての諮問をさせていただき、委員の皆様からの御質問や御意見を頂いたところでございます。

その後、10月1日、11月2日、11月22日の計3回の専門調査員会を開催し、本日の会議で委員の皆様にご審議いただく具体的事項について調査を進めて参りました。

本日の第2回審議会におきましては、専門調査員会で検討、整理した具体的事項を説明させていただき、委員の皆様からの御意見を頂きたいと考えております。

高等学校入学者選抜につきましては中学校教育及び高等学校教育に大きな影響を及ぼすものであり、また、県民の大きな関心事でもあります。

委員の皆様におかれましては、十分に御審議いただき、本県の入学者選抜がより適切なものとなるようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

協議

会長 本日検討すべき具体的事項ですが、県立高校入学者選抜方法の改善について、4点にわたって出されています。事務局の説明を受けながら、1項目ずつ審議をしていきたいと思っております。

まず、1 推薦入学、スポーツ・文化特別推薦、中高一貫教育校の特別選抜の在り方についてです。推薦入学について事務局から説明をお願いします。

事務局 3回の専門調査員会で課題、問題点としてあがったことについて報告します。ただ、新学習指導要領の趣旨をうけた入学者選抜の在り方、これは学力検査問題の在り方等も含めたものですが、これはまだ専門調査員会で話し合っておりません。また、推薦入試の時期についても、次回の第4回専門調査員会で検討する予定にしております。そのことについては第3回教育課程審議会でご意見をいただきたいと思っております。学力検査問題については、「平成22年度学力検査の結果と反省」等を参考に、その在り方についてご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(1) 推薦入学についてです。現在は各学校各学科で定員の50%程度を募集枠として実施することができる、それを超えて実施したい場合は県教育委員会と協議するとなっています。平成22年度の結果では、定員の60%の学科は、松江農林高校と大社高校体育科の2つとなっています。第3回までの専門調査員会では、中学校現場では推薦等の合格内定者が多いことに伴って、2、3月の学習指導、学級経営等に支障

が生じている、大半の生徒が既に合格内定をもらっているという状況がある、3月の学力検査までしっかりと学習する生徒を増やすことが必要ではないかというご指摘をうけております。それから、一般選抜の方法については、定員の70%までを群としてまず合格を決めます。次に残りの30%について、第一志望の受検生と、第一志望校を不合格になって第二志望校に回ってきた受検生を一緒にして選抜しています。推薦枠が多いと、一般選抜の群の人数が少なくなるという実態があるという指摘が中学校側から挙がっています。また、推薦の募集枠に実際の志願者が達していない高校、学科があります。例えば、50%の枠に対して実際には35%しか志願がなかった学科があります。この実態からして、果たしてそこまで募集枠を設ける必要があるのだろうかという問題点も挙がってきました。現在、50%程度となっている募集枠を縮小することが必要ではないかということを考えています。ただ、体育科については、学校が求める生徒像や、実技系の学科ということから、学力検査以外の部分を選抜の要素として必要としているという実態もありますので、別途考える必要があるのではないかと考えています。

それからもう1点、各高校が募集要項の中で明記している推薦の条件が、不明確であるために中学校からはなかなか出願しにくいというご指摘があります。この点についても、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思っています。入学者選抜実施要綱に定められている出願資格に追加して、大半の学校が次のような条件を出しています。

「学習成績、人物が優秀な者。」「部活動、ボランティア活動、生徒会活動で顕著な実績を有する者。」このように曖昧な表現になっており、中学校からは実際にどのような生徒を送ればいいのか判断が難しいというご指摘があります。

以上が専門調査員会で課題として挙がっていますので、委員の皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

会長 改善の方向性が2点ございます。現在の推薦入学の50%という募集枠を縮小する方向で考えること、出願条件をより明確にするということです。改善案としていかがでしょうか。

委員 中学校側からですが、この2点は大賛成です。以前から推薦入学の募集枠が大きすぎるといふこと、出願条件の不明確さが現場に混乱をきたしていたということは教育委員会をお願いをしていましたので、ぜひお願いしたいと思います。

委員 事前に資料をもらって、関係の高校にも打診してみました。特に推薦枠を50%、60%としている学校です。3校のうち2校は現状をお願いしたいということでした。その理由は、各高校とも特色をもっているのです、その特色に応じて推薦枠も幅をもたせてほしいとのことでした。推薦で入る生徒はやはり目的意識がある、一般選抜で入る生徒は、目的意識がある生徒もいるが、曖昧な生徒もいるということで、推薦入学制度はうまく機能しているということでした。ある高校は、むしろ推薦を増やしてほしいと言っていました。推薦入学で入った生徒は目的意識をもって学校の諸活動を頑張っている、特に就職では目的意識がはっきりしないと、企業もとってくれない。そのように目的意識の高い生徒を推薦でとっていきいたいということのを代弁します。自分の意見としては、推薦枠を50%として、50%を超える場合は県教委と協議するということを入れてほしいと思います。そうすれば学校ごとに幅ができるかと思いま

す。

委員 中学校、高校で意見が異なっていますが、技術的なことを確認させてください。推薦入学志願者の実質は30%ぐらいがほとんどで、現実的に50%に達している高校はわずかです。推薦枠を50%から減らしても実質は変わらないのではないのでしょうか。また、志願者が募集枠に達している高校は、枠を減らしたら一般選抜に受検生が回ってくるのか、逃げていく、つまり定員割れを起こすという恐れはないのか、その点はどうでしょうか。

事務局 最初のご質問ですが、推薦志願者が50%に達していない高校については、中学校で最後まで生徒に勉強させたいので、一般選抜まで頑張らせようとした結果ということがあるのではないのでしょうか。確実につかんでいる情報ではないが、そういった流れがあるのではないかと思います。

それから、2つめの質問ですが、学校によって差はあると思います。中学校に話を聞くと、推薦枠が50%に達している高校の中にも、何回も中学校に足を運んで推薦入学で受検して欲しいという願いをされている学校があるようです。推薦枠を40%なりに縮小した場合、定員割れを起こすのではないかということについては、分析したわけではなく、感想しか申し上げられません。

会長 何人かご意見をうかがいましたが、推薦枠を縮小する方向をとった場合でも、それを超える場合は県教委と協議するというのを残せば、学校による特色も活かせると思います。縮小というご意見が多いようですので、推薦枠を縮小するが、それを超える場合は県教委と協議するという案でいかがでしょうか。専門員会では、協議の場は設けないという原案ですね。

事務局 そのこのところまでは詰めておりません。

会長 ここで意見が出ましたので、協議の場を設ける方向で検討していただきたいと思いません。

事務局 補足として説明すると、今推薦枠の%の縮小が挙がっている背景として、県全体の高校入試の倍率が非常に下がっていることがあります。高校入試の倍率が高いときは、推薦入試のメリットとして、「自分のこんないいところを見てください」ということが強かったのですが、今は結果として、推薦でなく一般選抜でも合格するという現状が、少子化に伴ってあります。事務局の説明にあったように、中学校でもっと勉強して、高校で伸びてほしいという思いもあります。推薦入試のメリットもあるが、学力的な部分での思いもあり、いろいろな思いがからみあうなかで、推薦入試の枠をどうするかという検討がなされているということ、背景として一言申し上げます。

会長 資料1をふまえて縮小する方向を改善の方向としたいと思います。枠を超える場合の協議については県教委で検討され、次回結論を出していただきたいと思いません。出願条件の明確化については、さきほど中学校からの意見も出ましたので、この方向性でお願いします。

2番目のスポーツ特別推薦について。

事務局 スポーツ特別推薦について、保健体育課で重点校を指定しており、高校入試ではその重点校がスポーツ特別推薦を実施するという形になっています。一部、中山間地域、離島の学校では、例えば横田高校のホッケー、隠岐島前高校のレスリングなどでは、

県内に部を持っている中学校が少ないことや、学校として県外からの生徒を積極的に募集しているということがありますので、そのような学校では県外からも募集できるように変えることが必要ではないかということが専門調査員会で挙がっています。これについてご意見をお願いします。

会長 中山間地域の高校から県外からも生徒を募集したいという声があるようだが、その点、ご意見はいかがでしょうか。

委員 卒業見込みのものという言葉がありますが、過年度卒業生については対象外なのか、どういう扱いでしょうか。

事務局 推薦入学、スポーツ特別推薦、文化特別推薦、中高一貫校特別選抜は現役の中学3年生を対象としています。過年度卒業生は一般選抜のみ出願できるという形になっています。

委員 県外生徒まで枠を広げる理由、意義についてもう少し説明いただきたい。

事務局 中山間地域、隠岐などの高校は現状として定員が埋まっていないという状況です。税金を払っている県民に対して何をするのかということもありますが、県内の生徒を弾き出すことがないような形で、空いている教室に県外の生徒を入れても、マイナスにはならないだろうという思いがあります。また、横田高校のホッケーや隠岐島前高校のレスリングなどに県外の生徒も入れて活性化させることで、学校の特色にもなります。沿線の学校は想定していませんが、横田、矢上、津和野など、定員が埋まっておらず、積極的に県外からの受入を行っている学校については、その一貫としてスポーツ特別選抜でも実施できないだろうかということです。

会長 学校の活性化の点で大きなメリットがあるので、改善したいということです。

委員 前回の資料では、県外からの受検は身元引受人を認めて出願とありますが、身元引受人はなしで受検ということになるのでしょうか。

事務局 スポーツ特別推薦の場合も、保護者が県内におられない場合は、県内に身元引受人を作る方向でと考えています。

委員 現在でも横田高校は5名を県外から受け入れているが、現状よりも拡大ということになると、そこはどうなるのでしょうか。

事務局 スポーツ特別推薦では、現在4名の募集枠にすべて応募があるわけではありません。1、2名しか応募がないところも県外まで募集を広げると、枠を満たすのではないかという期待もあります。横田高校が受け入れている県外からの5名というのは、日南地区から慣例的に受け入れているものです。

委員 分かりました。

会長 学校の特色を出し、活性化するために、県外まで拡大するという改善案の方向でよろしいですね。3番目の文化特別推薦についてお願いします。

事務局 過去5年間の志願者数、合格内定者数の資料をご覧ください。島根県で平成19年度に全国総合文化祭が開かれました。これに向けて、スポーツ特別推薦と同じように、拠点校を設けて活性化を図るという目的で設けた制度でございます。資料によると、年々志願者は減っております。この背景としましては、指定分野の中に、例えばかるた、郷土芸能など、中学校にない部活動があって、中学校から推薦しにくいということがあります。それから、高校側としては、各学校で独自の推薦入学を行っています

ので、文化特別推薦に出願してもらわなくても、推薦入学である程度文化活動の実績のあるものは出願できるということがあり、文化特別推薦は年々低調に終わっています。この制度も一定の成果は得られたと考えており、入試の制度としてはこの制度を廃止して、その分の枠を推薦入学、あるいは一般選抜の方に回したらどうかと考えます。各学校の文化活動の推進は継続して進めていく必要があると思いますが、入試制度としては止める方向で考えてはどうかという話が行われております。

会長
委員 方向性としては、廃止して募集人数を推薦入学、一般選抜に振り分けるという案です。文化特別推薦のやり方について反対ということではありませんが、松江東は管楽となっていますね。松江東高校には入試の上で松江市内の特別の通学区があります。現在は、この管楽での文化特別推薦では北高校区、南高校区からも出願できますが、この点はどうか、お聞きしたいと思います。

事務局 今おっしゃいましたように、文化特別推薦、スポーツ特別推薦は通学区外、地域外からも出願できます。今のご質問の意味が分かりかねましたが。

委員 今は三中校区で管楽がやりたい生徒が、普通なら北高普通科だけれども、文化特別推薦によって東高へ進学していますが、そこがどうなるのかということです。

事務局 文化特別推薦が廃止されると、それができなくなるということですね。松江東高校でも推薦入学を実施しており、そこでも通学区外、地域外からの出願は可能です。そこである程度の対応はできると思います。

教育監 その点がはっきりしないといけないと思います。

会長 推薦入学に振り替えても十分対応可能だということですが、他にいかがでしょうか。
委員 スポーツ特別推薦は残すが、文化特別推薦だけをはずすというのは、理論武装できませんでしょうか。

保体課 保健体育課が担当しているスポーツ関係については、運動部活動の活性化、スポーツ競技力の向上ということで、県立学校、私立学校一緒にして重点校の指定をしております。その中で県立学校につきましては、高校入試とリンクさせて、優秀な選手に極力重点校に集まってもらって県の代表として全国大会で活躍してほしいということからスタートしたものと認識しております。重点校には、競技力向上という観点から、県から強化費を出し、例えば、県外遠征などの活動の支援を行っています。もちろん学校の特色もありますので、校長先生と協議の上、重点校として指定をしています。3年間の指定であり、選手も集まらないし、指導者もないというような場合には見直しもしております。観点は異なりますが、県外流失という言葉が正しいか分かりませんが、中学生、小学生の児童が進学の際に県外の強豪校へ行って技能を高めたいという傾向を食い止める、島根にもいい学校がありますよという意義もあります。このように、この制度の意義、価値、込められた思いは重要であると認識しております。

会長 長い伝統の中で、スポーツ特別推薦には重要な意味があるということです。

事務局 補足ですが、文化特別推薦については入試の制度だけでして、予算がついたりということはありません。4名の募集枠があるというだけの制度でして、そこがスポーツ特別推薦と文化特別推薦の違いです。

委員 文化特別推薦について高文連との協議、現在実施しておられる学校との協議はされたのか、ということです。一方的に「止めます」では、学校としては実施するつもりで

いたのに、ということがあるのではないのでしょうか。専門調査員会でその点を調査されたなら結構だが。

事務局 今の点については、今それぞれの高校とはやりとりはしておりません。今後していく予定にしております。

会長 平成19年度の総文祭にむけての目的があったように思います。総文祭での役割があったということが、スポーツ特別選抜との違いだと思います。推薦入試で確保できるということがありますので、文化特別推薦は廃止の方向で考えてほしいと思います。ただ、学校のニーズ、推薦入学で置き換えられるのかの調査はしてほしいと思います。次に、中高一貫教育校の特別選抜にいきます。

事務局 現在飯南高校、吉賀高校が実施しております。中高一貫教育校については、中高の接続部分を緩やかにして、6年間で地域で子どもを育てていくという中高一貫教育の趣旨に伴いまして、学力検査を行わず、面接(プレゼンを実施している学校もあります)、作文という簡便な入試を行っています。一部地元の中学校からは、学力検査がないことに伴って、中学生の学習時間、学習意欲が低下しているという現状があるので、学力検査がないことはどうだろうかという意見があります。この点について、専門調査員会では、中高一貫教育の趣旨を考えた場合には、現状の取組をさらに進め、選抜のやり方については各校でさらに工夫をしていくという方向で考えているところです。

会長 中学校側からの指摘にあった、学力検査がないため学習意欲が低下していることは、中高一貫校の全国的な傾向でもあります。このような傾向はありますが、原案は現状のまま進めるということです。その上で、教育課程など工夫して中高の接続を考えてもらうということですが、いかがでしょうか。

委員 中高一貫教育の趣旨からすると、学力の懸念はあるが、趣旨を尊重した方がいいと思っています。6年間で生徒を育てるという考え方はよいと思っています。ただ、その評価、6年間でどういう生徒が育ったのかという調査はきちんとやっていただいて、こういう教育をしたらこういう生徒が育ったという評価を、県内各中学校に情報提供してほしいと思っております。ただ実施しただけでは、どういうメリット、課題があるかが明確にならないので、そこをお願いしたいと思います。

委員 今後の方向性は、この通りでよろしいと思います。本県には実施校が2校しかありませんが、それぞれ学校の抱える問題(前回審議会でお話しした、吉賀高校の定員の問題など)について、県教委でも学校から情報を得て改善してほしいと思っております。それから、前回の資料の入学者選抜一覧になぜ中高一貫教育校特別選抜だけが載っていないのか、教えていただきたいと思っております。

事務局 後ろの表についてですが、今後検討したいと思っております。

会長 ご意見があったように、当該高校に調査をかけて、現状のまま問題がないかどうか、問題がないということであれば、現状のままいきたいと思っております。調査をした上で、審議会ではこの方向を承認します。

「各高等学校、各学科等の特色に配慮した選抜方法について (1)個人調査報告書の内容 (2)個人調査報告書と学力検査の比率の問題」にいきます。

事務局 まず、学力調査報告書についてお願いします。中学校側から例年指摘がある部分で、文章で記述する部分が非常に多いということがあります。特別活動の記録の事実、行

動の記録の事実、総合所見、総合的な学習の時間の記録です。かなり文章での記述があって、高校側としては選抜の資料として一人一人がよく把握できるというよさがありますが、中学校側からは担任の事務負担が非常に大きいという指摘をいただいています。専門調査員会で検討しまして、中学校現場の事務負担を考えた場合には、最低限必要なところは残して、縮小して簡素化していくことが必要ではないかと現在話し合っているところです。例えば、現在分けている諸活動の記録を一本化するか、特別活動の記録、行動の記録、総合所見を一本化できないかといったことを現在検討しているところでございます。

同じく個人調査報告書ですが、学習指導要領が改訂されたことに伴いまして、例えば選択教科がなくなるなど、変わってくる部分もあります。それについては、中学校の指導要録に従って個人調査報告書も変えていく予定にしております。

会長 2つのうちどちらからでも結構ですので、ご意見があればお願いします。中学、高校の先生方はいかがでしょうか。

委員 個人調査報告書は実際に参考になさるのでしょうか。例えば行動のところなどを見て決めるとか、諸活動を3つに分けているからよかったとか、そういうことがありましたでしょうか。

会長 高校の先生方、どうでしょうか。

委員 今までの経験で、特別活動の記録は合計点を出していますが、その中で例えばCの場合には注目してみることはあります。A、Bは合否にはあまり関係ないように思います。Cの場合は理由を知りたいということがありますが、一本化しても差し支えはないと私は思います。

委員 選抜については、実施要綱どおり点数を入力します。記述をじっくり見るのは選抜が終わった後、合格させてからの指導に関して参考にしています。よくない風には書いてありませんし、選抜に関しては簡素化しても問題ないかと思えます。

教育監 平成14年度の改訂時に担当補佐でした。中学校、高校の専門調査員に出させていただきました。個人調査報告書の内容については、中学校側の負担が多くなるという声が多かったのですが、高校側は後で役立てたいので細かく書いてほしいとの声がありました。これぐらいは求めに応じて必要かなということで、合議の上で、これができているというのが平成14年度の状況でした。

委員 平成14、15年度の頃の趣旨はよく分かります。もしこの記述がなくなると一人一人の人間性が見えなくなり、そういったものでいいのかという思いがあります。中学校の負担はあるでしょうが、なくなることは心配に思います。

委員 一番大切な時期の子どもを預かるのが中学校で、文章を書くのが大変だからというのは何のために先生がいるのかという感じがあります。個々の子どもをしっかりと見て、それぞれのいいところを発見して、せめてこれぐらいは書いてほしいし、これは簡素化すべきものではないと思います。大変でしょうが、それが中学校の先生なんだ、ではどうでしょうか。

委員 これはあくまでも選抜のための資料として、個々の生徒がどういう生徒かというのは指導要録を一生懸命に書いて提出します。また高校への情報提供の機会は他にもあります。この個人調査報告書は、生徒の特徴を書くものだと思います。特別活動の記録、

行動の記録、総合所見と、同じような内容の文章が繰り返される必要があるのかと思います。一カ所を見れば、この生徒はどういう生徒かというイメージは湧くんですよ。中学校の教員が怠けるためではなく、この事務量のために生徒との懇談の時間などがなくなることがあり、本当にそれでいいのかという思いが現場にはあります。現場の教員はみな生徒のために、合格してほしいと思って頑張っています。そうした教員の思いが、事務作業に取られるよりも、生徒との生のふれあいの中に生きる方がいいと思います。ですから、これは簡素化して、その生徒のイメージが湧く文章がここに出ればいいと思います。

会長 中学側の負担軽減ではなくて、生徒の特徴がわかる記述の内容に変えるという意味で、分量的には簡素化を図るということにしたいと思います。人物像がよく分かるような記述内容に変える、それを簡素化と考えるとしたいと思います。後半の方は、指導要録の変更に基づくものなので、この方向でいきたいと思います。個人調査報告書と学力検査の比率についてという項目にいきます。

事務局 現在は個人調査報告書：学力検査の比率は、80：20、70：30、60：40、50：50、40：60の中から各学校が選択できとなっております。そのうち、60：40の場合はどうなるかという、個人調査報告書の学習の記録180点満点（1～3年の合計。3年生のものは2倍）に1/4を掛けて45点にします。選択教科は6点（2、3年生）、特別活動の記録は9点満点（Aが3点、3項目）になり、この3つを足すと60点になります。学力検査は500点（1教科100点、5教科）に0.08を掛けて40点満点にします。これが、現在の個人調査報告書：学力検査の比率60：40の場合です。中学校の学習指導要領の改訂に伴って、選択教科がなくなりますので、6点分を学習の記録に繰り入れて、51点とします。特別活動の記録9点と合わせて、60：40とするように考えています。この比率について、現在行っている選択肢に、個人調査報告書30：学力検査70、つまり、より学力検査重視ですが、これを加えることについてどうだろうかということ、専門調査員会で検討しました。中学側からは、学力検査の比率が個人調査報告書の2倍を超えるような高校が存在すると、中学校での指導がどうなるのだろうか、ますます塾に行ったり、普通の学校での勉強をおろそかにしたりする生徒がでてくるようになるのではないかと、ということで、30：70の比率を導入するのはいろいろな点から問題があるのではないかと指摘がありまして、現在の選択肢のままにするという話し合いをしているところです。今後の改善の方向性として、現在の選択幅の中で各学校が適切に選択するとしておりますが、これについてご意見をお願いします。

会長 現状通り継続したいということです。いかがですか。

委員 この比率の問題は、県下一律ではなく、各学校それぞれが適切に選択するということですね。30：70という比率の問題点の指摘もありましたが、より学力を重視したいという学校もあると思いますし、学力低下が島根県の大きな課題となっております。選択の幅として導入されてもいいと私は考えます。

会長 特色ある高校を生むという点では選択の幅が広がってもいいのではないかとご意見もありますが、いかがでしょうか。

委員 学力低下ということに関連して、松江市教育委員会では、県内の4分の1の生徒を抱

えています。今、小中一貫教育等でどうにかしようとやっています。各教科等でも取組をしています。その中の話で、中学校1、2年の成績は全国と比べてもよいが、3年生になると落ちてくる、それは、全国的にみて定員割れを起こす県の特徴であると。100メートル走にたとえると、8割方きたときに最後まで駆け抜けないと合格しない場合と、まあなんとかかなりそうだといい場合では、それだけが原因のすべてではないが、違いが出てくるという話が出ることもあります。どうしたいということではありませんが、そういう見方もあるのも事実です。

委員 高校でも7校くらい集まり検討しました。30：70となると生徒の意識が違ってくるといった感じでした。そういう選択肢があってもいいだろうという意見もありました。それ以上の結論は出ませんでした。ただ、そういうことをするのは、限られた学校だろうということです。

会長 学力向上という点で、新しい選択肢があってもいいだろうというご意見が続いています。事務局 中学校のご意見を聞きたいと思います。

委員 私の考えは結論でいうと、案のとおり、40～80でお願いしたいと思います。生徒の普通の力を見ていただくことが大切ではないかと思っています。

委員 学力ということができましたが、総合力、人間力だと思います。そうした場合に、その生徒の人間性で評価する、それが島根県のよさだと思います。ですからやはり、現状のままでお願いしたいと思っています。比率がどうであろうと、生徒には基本的に、高校に入るには勉強するようにと指導していますので、現状のままでお願いしたいと思います。

事務局 いろいろ意見交換しましたが、学力の問題は県教委でも課題と考えております。改めて次回の会でご審議いただきたいと思います。

会長 改めて提案していただくこととして、後半の前に休憩に入ります。

= 休 憩 =

会長 傾斜配点についてお願いします。

事務局 現在の制度では、学力検査の特定教科の得点について、2倍を限度に比重をかけることができるとしております。平成22年度入試では2校で実施していましたが、平成23年度では1校のみの実施となる予定です。

委員 この制度があまり使われていないが、有効な方法だと思うので残してほしいと思います。現実的には使われていないので使ってもらえるように、選抜というより、学科などの特色をアピールするために使ってほしいと考えます。趣旨を学校にお知らせして、案内などに入れるなどできると思います。

会長 もっと活用を呼びかけるような意味で、継続という方向でよろしいと思います。続いて面接についてです。

事務局 平成22年度では22校で学力検査後の面接を実施しており、そのうち17校が10点を限度に評点化しています。案としては、今後も継続する方向で考えております。

会長 面接のメリットは大きいということで、継続という原案ですが、いかがでしょうか。

各委員 (意見なし)

会長 では、原案通り継続ということをお願いします。続いて、多様な生徒に対する入学者選抜について「帰国生徒等の取扱いについて」です。

事務局 現在は、外国在住が2年以上で帰国後2年以内の生徒または外国人生徒で日本に来てから3年以内の生徒に対しては、学力検査教科を減じたり、検査時間を延長したりという特別措置ができるという形にしております。このような生徒は今後増えてくる可能性があるということを聞いておりますが、申請が出たときは、一人一人の受検生について慎重に審議をし対応していく、制度としては継続していくと考えています。

会長 継続という案でよろしいでしょうか。 では、これも継続で進めてください。続いて、県外からの生徒の出願についてお願いします。

事務局 現在では、一家転住で保護者が県内に来られたときは認めております。また鳥取県、山口県など近隣の他県と話し合いが終わっている場合、例えば横田高校に日南から通ってくる場合、津和野高校など益田地区の学校に山口県境から通ってくる場合については、県内の生徒と同様に扱っています。また、水産学科のない県から、浜田水産、隠岐水産へ出願する場合も同じ扱いをしています。それ以外で鳥根県内に保護者がおられない場合は、基本的に親族が身元引受人となる形で出願を認めております。ただ、中山間地域、離島の学校では親族が県内にいない生徒も県外から積極的に募集しておりまして、その場合は、県内に身元引受人を探していただいて出願できるという形にしております。地元生徒を優先するという観点から、身元引受人により出願した受検生の合格は4名までとしておりますが、中山間地域、離島の高校では4名の枠を超えても認めて、柔軟に対応しております。今後も、基本的にはこの形を継続していきたいと思っております。専門調査委員会では、隣接県で自宅から通える場合は身元引受人なしで受検を認めてはどうかという意見が一部ありました。これについては、例えば米子と安来の関係など考えた場合に、鳥根県の事情だけでどんどん受入を進めてもいいとはいきません。鳥取県など隣接県との話し合いもありますので、鳥根県だけで決めることは難しいだろうと思っております。基本的には今後も、中山間地域、離島の高校には4名以上も認めるということも含めて、今の形を継続すると考えています。

会長 現行通り、弾力的に適用していくということです。いかがですか。 では、これも現行通りということによろしいですね。

では、特別な支援を必要とする生徒の対応についてです。

事務局 障がい等によって特別な措置が必要な生徒につきましては、入学者選抜で特別な措置を行っていますが、それ以前に、中学校から入学を希望する高校に事前の話し合いを必ずしてもらっています。この段階で、高校側の配慮としてできること、できないことをきちんと中学校、保護者に説明して、それでもよければ出願してもらおうという話し合いを行っています。入試の際には、配慮を希望する事柄について申請書を出してもらい、志願先の高校、中学校、県教委と3者で協議して、個別に対応しております。これについても現在と同じ形で対応していこうと考えています。

会長 個々の申請に対して必要に応じて特別措置を講ずるという現在の方法を継承したいということですが、よろしいでしょうか。

委員 前回の会で、障がいの定義を広げる、特別支援教育の在り方検討委員会との関連を含めて検討するとありましたが、そこは今の話に含まれているのでしょうか。

特支室 すべての学校で特別支援教育を推進するという一方で、高校でも特別な支援を必要とする生徒に支援をするということは進みつつある状況です。特別支援教育の在り方検討委員会では、高校での支援ということに限らず、県内の特別支援教育をどのように進めていくかということについて検討を進めているところでして、年度内には方向性をお示しできると考えております。

事務局 障がいの定義を広げることについては、ここまで広げますというラインを決めることは難しいですが、個々に検討はいたします。中学校と高校で、高校入学後のことも含めて、個々の生徒さんにとってどうすることがいいのか検討していますので、その中での話になると思います。

委員 12月4日の山陰中央新報の記事にもあるように、中教審特別委員会が見解を出しています。趣旨は、本人の希望を尊重して学校選択の幅を広げるという方向性です。そこには、学校と本人の希望との調整という難しい部分があるけれども、その仕組みの検討をするということです。私は小学校ののにこにこサポーターに関わっていましたが、そこで近隣の県の元教員と話したときに、島根のサポート体制は手厚いと言われました。今後もより厚く、他県に先んじて進めていく島根県でありたいと自分としては思っています。自分は障がいはあるけれども高校で学習していきたいという気持ちを持ち続けられるかどうかは、中学校3年間の学習姿勢が大きいと考えています。高校入試についてこういう制度があるということを中学校3年ではなく、小学校から中学校への段階で保護者や本人などに周知して、たとえ障がいがあっても、友達と一緒に学習して社会へと出ていく道筋を、入試制度とあわせて示してほしいと思いました。

会長 情報提供の時期も含めてのご意見です。

委員 「障がいによる」という表現について、知的障がい、身体の障がいによるものという捉えになることが皆さんにとって気になることだと思います。平成25年より発達障がいも法律上、障がいに入ってくることになると決定しております。今、支援センター等関係機関でお預かりをしている人の実態を見ると、高校、大学と進学していった方で高機能障がいなどで家に籠もっておられるという場合もあります。小学校等の段階で私たち支援センターに投げかけられてもその後のフォローがなく、大学等を卒業するときに就労ができないとして相談に来られます。そういう中で、現在の対応が適切かどうかということになります。「特別な措置を講じる」「必要に応じて」という言葉はきれいですが、具体的にどういうふうに特別な措置を講じるのか、どのようなシステムで支えていくのかが大事となります。現場の声としては、教員は3～6年でさようならだが、我々はその後も彼らの人生にずっとつきあっていくので、若者支援センターなど、自立に向けた支援の仕組みを作っていく必要はありません。県西部でも、小学校から保護者と教員が連携していった場合は、高校を卒業して自立が可能になっています。小さいときから支援していかなければいけないとなると、「特別な措置を講じる」ではなくて、具体的なことを書いて、インクルーシブ教育を実現していくことがどんな子どもたちにとってもよい教育となると思います。ここは粗く表現しないで、ぜひ掘り下げていただきたいと思います。

委員 その通りだと思います。入試制度のどうこうでなく、松江市では、発達障がいについて0歳から保護者にも気づいてもらい、支援していった自立するところへ持っていか

なくてはいけないということで、市立病院内に松江市発達・教育相談支援センターを設ける計画となっています。健康福祉部と教育委員会が一緒になって、0歳児から手立てを講じ、成長後は内閣府の行っている青少年支援センターへもつなげていこうと考えています。小、中の通常学級の発達障がいの子供を0歳児から支援をすると、通常学級への通学もかなり可能になります。そういう取り組みも踏まえながら、県教委とも協力して、今問題となっている中学校から高校への進学について相談をしていきたいと思っています。

委員 私はこの表記でよいと思います。大事なことは個に応じた対応をすることで、それぞれの対応についてまで一つ一つ書くことは難しいと思います。例えば学習障がいの生徒で文字を読むことが難しい場合、側で問題を読み上げてもらって解答した、別室受検と検査時間の延長も行ったという例を聞いたことがあります。小学校ではその児童にどういう指導が効果があるのかを見つけ、それを中学校でも継続していただきます。それをさらに高校入試での対応に活かすことで、その子の力が伸びていくこと、高等教育が受けられるということにつなげていくといいかと思います。

事務局 ここで表記されているのは高校入試の際の特別措置のことです。先ほどご指摘のあった、高校での特別支援教育、つなぎの段階での支援などは、特別支援教育在り方検討委員会という大きな場で検討されております。そこでなにがしかの結果が発表されれば、その中で入試制度に反映させるものはそうしたいと思っています。ここに書いてあるのは入学試験についてのことだけであり、考え方としてはこれでやっていきたいと考えています。

会長 発達障がい、学習障がい等新たに障がいの幅が広がっているので、入試もそういう対応が必要であるということだったと思います。入試の措置としては、現在のとおり、必要に応じて特別措置を講じるということを経営してやっていきたいと思っています。

委員 成績が中心となり、先ほどあったように個人調査報告書の記述が簡素化されていくと、個々の子どもの状況が見えなくなることがある、小中学校段階での状況を文章で示さないと、普通に高校へ入学してしまい、適切な指導も受けられないまま高校時代を送り、後に社会に出て困ることもあるということをお願いして、あえて申し上げました。

会長 最後に受検機会の複数化について、2点でています。特に1点目については改善の方向性が出ておりますので、検討をお願いします。まず、第二志望校制度についてです。

事務局 現在、群は70%として選抜を行っています。例えば、A校を第一志望とした生徒10名のうち、まず個人調査報告書と学力検査の得点を足した合計点で上位7名について群での合格が決まります。次に、残りの3名とB校を不合格になった受検生3名を加えた6名で群の選抜を行います。その時には、第一志望、第二志望の区別なく選抜しますので、A校第一志望の1名とB校を不合格になった、A校を第二志望とする2名が合格するということになります。今、この群の割合を高くすることを考えています。何%にするかという数字まではまだ細かく検討していません。とりあえず分かりやすい例でお話しします。例えば90%にしますと、もともとA校を第一志望としている受検生9名が合格となり、残り10%でB校を不合格になった1名が合格します。70%を90%に変えると、A校を第一志望としている受検生の合格が1名増えます。

第二志望校制度は、他県にあまりない島根県独特の制度ですが、定着しておりますのでこれを廃止することは難しいだろう、では第一志望校に入学する生徒を増やす工夫が必要ではないかということで、こういうことを話し合っております。

会長 第二志望校制度は残しながら、比率を変えて、第一志望校へ入学できる生徒を増やす方向での提案です。90%の例がでていますが、現在の70%と90%の間もあり得るということで、今よりも拡大するというのが原案ですが、いかがでしょうか。

委員 趣旨は分かりました。私も制度は残した方がよいと思いますが、実質的な影響は少なくしようということでしょうか。その際に、大学だと合格最低ラインを設けて、最低点をあまり下げないということがありますが、その意図はこの制度には入っていないのかというのが疑問点です。高校からすると第二志望の生徒を入れることで成績のよい生徒をとろうという意図が含まれていたのかなと思うのですが、今の説明の趣旨だと、そのようなことは一切考えないということになりますが、そのことを確認させていただきたい。また、定員割れしていないという前提での資料ですが、第二志望を足しても定員が割れていたら成り立たない議論となります。実際には定員に達していない高校が多くあるという中で、第二志望の生徒が入ったために第一志望の生徒が落ちてしまうという逆転現象は現実にもどのくらい起こっているという想定でしょうか。

事務局 群の比率を上げると、合格最低点については下がってくると思います。それよりも第一志望校に入る生徒を増やした方がいいという考え方に基づく変更です。また、第二志望の生徒が入ったために不合格になった第一志望の生徒はほとんどおりません。県全体として倍率が1倍を切っている、全体として不合格になった数も少ないという現状ですので、実際に第二志望によって不合格となった受検生はごくわずかだと思います。

委員 このことについても7校で集まったときに検討しました。第一志望で合格する生徒が増え、群に回る生徒も減るということ、実際に第二志望校に回る生徒は少ない現状がありますので、実施してもよいのではないかと話し合いました。このように90%という大きな数値までは話しておりませんが、段階的に状況を見ながら増やしていくのがいいのではないかとということで、だいたい一致した意見が出ました。

会長 中学校の先生はいかがですか。

委員 第一志望の生徒、つまり、ぜひその高校に入りたいという生徒ですから、そういった生徒をできるだけ多くとりたいということはよいと思います。

委員 事前にはあまり深く議論していないのですが、現実としてあまり影響はなく、群で入る生徒の方がやる気があるだろうから、その方がいいのかなという気がしています。

事務局 現実的に影響がないという前提でお話ししますが、選抜業務の実態として、実際に第二志望校で回ってきた場合は、関係の学校は時間のない中で非常に神経を使って業務を行っています。他校から第二志望校として回ってくるだけでなく、自校第一志望の受検生を他校へ回すこともやっています。第二志望校制度は、生徒を何とか高校へ入れようということをやっているんですが、結果としてそれほど影響がなければ、事務的作業をなくしたいという背景もあって改善を考えています。

委員 第一志望の受検生が多い学校、第二志望での受け入れがある学校、両方の経験がありますが、時間的なゆとりがないこと、複数回の選考会議を開く必要があることなど、

事務的には大変です。影響がなければこのようにした方がよいと考えます。

会長 賛成の意見が多いようです。何%にするのかについては検討いただいて、次回提案してください。

最後に、第2次募集についてです。

事務局 現在、定時制課程のみ合格発表の際に欠員が出ている学校については、2次募集を行っております。全日制については行っておりません。これを継続する方向がいいのではという原案です。ただ、議論としましては、定時制で行っている2次募集もやめたらどうなるか、逆に、全日制課程でも定員割れの学校がありますので、2次募集を取り入れてはどうかということも検討しました。全日制に2次募集を取り入れることについては、事務的に難しい、第二志望校制度がある上に2次募集をする必要はないという意見が大半でした。定時制の2次募集をやめることについては、セーフティネットという意味で、受検機会が1回のみというのはどうか、不合格に終わった生徒にもう一度チャンスを与えることは必要ではないかということ踏まえまして、定時制課程のみ2次募集を行ってはどうかということでございます。

会長 いろいろ検討した結果、現状維持が望ましいという提案ですが、よろしいでしょうか。

各委員 (意見なし)

会長 現状維持ということで進めていきたいと思えます。以上、長時間、慎重に審議いただきました。ほぼ提案の方向で改善をしていきたいと思えます。ご協力ありがとうございました。

教育監挨拶

本日ご出席の委員の皆様には、大変積極的に、また、様々なお立場からご意見をいただき誠にありがとうございました。

この後は、本日の御意見を事務局で整理をさせていただき、第4回の専門調査員会でさらに検討を進め、次回、最終答申案として御審議いただきたいと思いますと考えております。

今後も、よろしくお願い申し上げまして御挨拶といたします。

本日はありがとうございました。